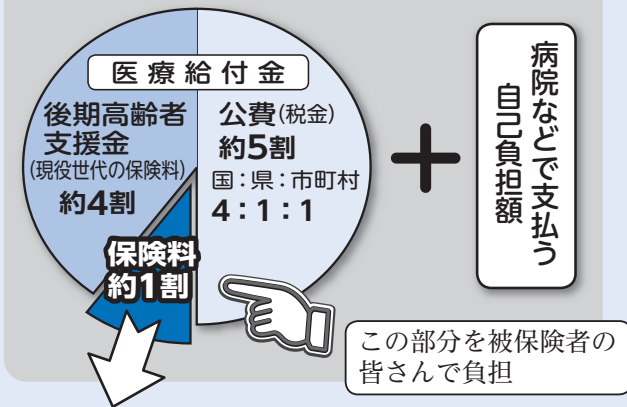


医療制度

医療費の総額



7月中旬に、被保険者（加入者）の皆さんへ平成30年度の保険料のお知らせ（後期高齢者医療保険料額決定通知書）を送ります。

保険料は、世帯の状況と平成29年中の所得金額により決定しています。

◇保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。

◇保険料は、加入者一人一人にかかります。

※「世帯」とは、平成30年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外から転入した人などは、その時点）が基準になります。

後期高齢者医療保険料額
決定通知書を送ります

保険料額 (年額)	均等割額 (定額)	所得割額 (所得に応じてかかる額)
均等割額と所得割額の合計 ※限度額62万円、10円未満切り捨て	5万6085円 ※世帯の所得に応じて軽減措置があります	[総所得金額 - 33万円] × 10.83%



$$\text{総所得金額等} = (\text{公的年金等収入} - \text{公的年金等控除額}) + (\text{給与収入} - \text{給与所得控除額}) + (\text{その他の収入} - \text{必要経費})$$

保険料の軽減措置

◇均等割額の軽減 ※平成29年度の軽減率を継続しています。
世帯の所得に応じて、均等割額（5万6085円）が軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額※の合計額
9割	5608円	33万円（基礎控除額）以下で被保険者全員が年金収入80万円以下であり、そのほかの所得がない
8.5割	8412円	33万円（基礎控除額）以下
5割	2万8042円	33万円（基礎控除額）+ 27万5000円×被保険者数 以下
2割	4万4868円	33万円（基礎控除額）+ 50万円×被保険者数 以下

※「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同じですが、年金受給時年齢満65歳以上の人は公的年金等収入の場合は「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

◇被用者保険※の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、均等割額が5割軽減（平成29年度は7割軽減）になります。また、所得割額はかかりません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合です。国民健康保険・国民健康保険組合はあてはまりません。

◇軽減特例措置の見直し

今後、持続可能な医療保険制度を構築するため、総所得金額等が91万円以下の人の所得割額の2割軽減が平成29年度までで廃止され、被用者保険の被扶養者だった人の均等割額の7割軽減は平成30年度から5割になります。

保険料の減免

災害や失業などにより保険料の納付が困難となった場合は、申請により減免を受けられることがありますので、相談してください。